第２号様式

同　意　書

仙台市スポンサー花壇事業に申し込むにあたり，下記の事項に同意します。

１　仙台市広告掲載基準第４条に定める業種又は業者ではないこと

２　スポンサー決定後に，１の当該業種又は業者に該当することとなった場合は，

仙台市に書面にてその旨を通知すること，及びその内容をもって，仙台市の

判断により，一方的に決定を取り消す場合があること

年　　　　月　　　　日

法人名

代表者

市税納付状況確認

|  |
| --- |
| 仙台市市税納付状況(税目・税額・申告の有無等)を百年の杜推進課が税務担当課に照会することに  **同意します**　　　　　　　　　　　　　　**同意しません**  (証明書の添付が必要になります)  ※該当するものを○で囲んでください。 |

同意しない場合には，市税の課税の有無にかかわらず，最寄りの区役所・総合支所納税担当課において交付される｢市税の滞納がないことの証明書｣(申請日前30日以内に交付を受けたものに限ります。) を添付して申請して下さい (1通300円の手数料が必要です。)。

【｢市税の滞納がないことの証明書｣の交付にあたって】

市税を10日以内に納付した場合は，納付状況を確認できない場合があるため｢市税の滞納がないことの証明書｣の交付を受ける際に，領収書や通帳等納付した事実がわかる書類をお持ち下さい。(法人市民税・事業所税の場合は申告書の控えもお持ち下さい。)

＜参考＞仙台市広告掲載基準（抜粋）

（規制業種又は事業者）

第４条　次の各号に定める業種又は事業を営む者の広告は掲載しない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）で，風俗営業と規定される業種

(2) 風俗営業類似の業種

(3) 消費者金融

(4) ギャンブルにかかるもの

(5) 規制対象となっていない業種においても，社会問題を起こしている業種や事業者

(6) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設

(7) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者

(8) 本市の市税を滞納している事業者

(9) 各種法令に違反しているもの

(10) 行政機関からの行政指導を受け，改善がなされていないもの